**保 安 業 務 規 程（例）**

（目　的）

1. この保安業務規程は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下

｢法｣という。）第35条の規定に基づき定めるものであり、法第27条第１項に規定する保安業務の適確かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

（事業所の所在地等）

第２条　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下｢規則｣という。）第39条第２項第１号から第４号までに規定する事項は、別表（保安業務計画書）のとおりとする。

（保安業務の実施の方法）

第３条　規則第39条第２項第５号に規定する保安業務区分ごとの保安業務の実施の方法は、次のと

　おりとする。

(1)　供給開始時点検・調査

　①　供給開始時点検・調査は、委託者である液化石油ガス販売事業者（以下「委託者」とい

　　　　い、当社が自ら保安業務を行おうとする場合を含む。）からの申出により指定された日時

　　　　及び場所において行うこととする。なお、申出は原則として供給開始時点検・調査を行う

　　　　○日前までに行わなければならず、当該期日を過ぎてから申出が行われた場合については、　　　　委託者と協議を行い調整することとする。

　②　供給開始時点検・調査は、別表－１の１．イからニ及び２．イ、ロの事項について行い、　　　　その結果を別途定める様式により書面をもって委託者及び所有者又は占有者に通知する

こととする。

　③　前号の場合において、消費設備の調査を行った結果、技術上の基準に適合していないと

　　　　認められる場合において、当該通知をした場合には、その通知の日から１月を経過した日以後５月以内に、当該通知に係る事項について再調査を行い、改善されていることを確認することとする。

　　 ④　供給開始時点検・調査は、保安業務資格者（バルク供給に係るものついては、充てん作

　　　　業者を含む。以下同じ）が行うこととする。

(2)　容器交換時等供給設備点検

　①　容器交換時等供給設備点検は、供給設備又は消費設備の充てん容器等の交換時等に行う

　　　　こととする。

　②　 容器交換時等供給設備点検は、別表－１の１．イからニの各(1)及び２．ロ、(1)の事項

　　　　について行い、その結果を別途定める様式により書面をもって委託者に通知することとす

る。

　 ③　容器交換時等供給設備点検は、保安業務資格者又は調査員が行うこととする。ただし、

　　　　バルク供給に係る充てん作業時の点検は、保安業務資格者が行うこととする。

(3)　定期供給設備点検

　①　定期供給設備点検は、年間及び月間計画を策定し、当該計画に従い行うこととする。

　②　定期供給設備点検は、別表－１の１.イからのニの各(1)以外の事項について行い、その

　　　 結果を別途定める様式により書面をもって委託者に通知することとする。

　③　定期供給設備点検は、保安業務資格者が行うこととする。

　④　供給設備の設置の場所その他保安業務を行うべき場所に立ち入ることにつき、その所有

　　　　者又は占有者から承諾を得られない場合は、別表－２の第３号の２の各事項について点検

　　　　伝票等に記録をし、委託者と協議の上、その後の措置を決定することとする。

(4)　定期消費設備調査

①　定期消費設備調査は、年間及び月間計画を策定し、当該計画に従い行うこととする。

　②　定期消費設備調査は、別表－１の２．イ．(1)、(2)及びロ．(2)、(3)の事項について行

　　　　い、その結果を別途定める様式により書面をもって委託者及び所有者又は占有者に通知す

　　　　ることとする。

③　別表－１の２.イ.又はロ(2)若しくは(3)の調査の結果、技術上の基準に適合しないと認

め、その結果を委託者及び所有者又は占有者に通知したときは、その通知に係る所有者

又は占有者に対して、１年に１回以上その技術上の基準に適合するようにするためにと

るべき措置及びその措置をとらなかった場合に生ずべき結果を通知することとする（消

費設備を基準に適合するよう措置した場合を除く。）

④　前号の委託者及び所有者又は占有者への通知は、別途定める様式により行なうこととし、

当該通知をした場合には、その通知の日から１月を経過した日以後５月以内に、当該通知

に係る事項について再調査を行う。（直近の調査がこの号による再調査であった場合を除

く）。

⑤ 定期消費設備調査は、保安業務資格者が行うこととする。

⑥ 消費設備の設置の場所その他保安業務を行うべき場所に立ち入ることにつき、その所有

　　　 者又は占有者から承諾を得られない場合は、別表－２の第４号の２の各事項について調査

　　　 伝票等に記録をし、委託者と協議の上、その後の措置を決定することとする。

(5)　周　知

①　周知は、規則第27条の周知の内容について、次に掲げる方法により行うこととする。

イ　周知事項を記載した書面を配布する方法

ロ　一般消費者等の承諾を得て、情報通信技術を利用する方法であって次に掲げるものにより、周知事項の提供を行う方法。ただし、一般消費者等からの求めがあった場合には、周知事項を記載した書面も配布する。

ⅰ）電子メールを一般消費者等に送信し、当該一般消費者等が電子メールの記録を出力することにより書面を作成できる方法

ⅱ）本保安機関の電子計算機に備えられたファイルに記録された周知事項を、電気通信回線を通じて一般消費者等の閲覧に供し、当該一般消費者等の電子計算機に備えられたファイルに周知事項を記録する方法

ⅲ）磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に周知事項を記録したものを交付する方法

②　前号ロに掲げる方法により周知を行おうとするときは、あらかじめ一般消費者等に対し、その用いる方法の種類及び内容を示し、書面又は情報通信の技術を利用する方法で

あって次に掲げるものによる承諾を得る。

なお、当該承諾後、当該一般消費者等から前号ロに掲げる方法により周知事項の提供を受けない旨の申出があったときは、当該方法による提供はしない。ただし、再び当該一般消費者等から承諾を得た場合には、当該方法により周知事項を提供する。

イ　一般消費者等が電子メールを本保安機関に送信し、本保安機関が当該電子メールの記録を出力することにより書面を作成できる方法

ロ　本保安機関の電子計算機に備えられたファイルに記録された一般消費者等の承諾に関する事項を、電気通信回線を通じて当該一般消費者等の閲覧に供し、本保安機関の電子計算機に備えられたファイルに当該一般消費者等の承諾に関する事項を記録する方法

ハ　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に一般消費者等の承諾に関する事項を記録したものを得る方法

③　周知は、年間（ 又は半期、四半期） 計画を策定し、当該計画に従い行うこととする。

④　周知の具体的内容は、保安業務資格者が委託者である液化石油ガス販売事業者と協議の上作成することとする。

⑤　周知に際しては、一般消費者等に対し災害の発生の防止に関し必要な事項を理解できるよう説明することとする。ただし、不在、電子メールの不達その他の理由により説明ができない場合にあっては、委託者と協議の上その後の措置を決定することとする。ただし、不在、電子メールの不達その他の理由により説明ができない場合にあっては、委託者と協議の上その後の措置を決定することとする。

(6) 緊急時対応

① 液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、一般消費

　　　者等からその事実を通知されたときは、委託者に当該事実を速やかに連絡するとともに、

　　　以下の措置を行うこととする。

イ 電話等の通信手段により、一般消費者等に対し適確な助言等を与えること。

ロ 出動の際には、必要な機材を携行し、可及的速やかに現場に到着し適確な措置（点検、

調査、何らかの措置が必要な場合の委託者への連絡、安全が確認できた場合の復帰作業等）を講ずること。

　 ② 出動は、保安業務資格者又はその監督の下に前号ロの措置を適確に行う能力を有する者

　　　 が行うこととする。

(7)　緊急時連絡

① 液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、一般消費

　 　 者等からその事実を通知されたときは、委託者に当該事実を速やかに連絡するとともに、

　　 電話等の通信手段により、一般消費者等に対し適確な助言等を与えることとする。

　 ② 緊急時連絡は、保安業務資格者又はその監督の下に前号の措置を適確に行う能力を有す

　　 る者が行うこととする。

（連絡の方法）

第４条　規則第39条第２項第６号に規定する保安業務の結果を委託者に連絡する方法は、次のとお

　　りとする。

(1)　供給開始時点検・調査

　　 点検・調査の終了後速やかに別表－２の第１号の各事項について委託者に書面をもって

　　　連絡することとする。

　　　　なお、点検・調査の結果、技術上の基準に適合しないと認められた場合は、基準に適合す

　　　るようにするための必要な措置、当該消費設備の所有者又は占有者に対し通知した書面及び

　　　再調査実施予定時期について、委託者に書面をもって連絡することとする。

　(2)　容器交換時等供給設備点検

　 　容器交換時等供給設備点検の終了後○日以内に別表－２の第２号の各事項について委託者　　　に書面をもって連絡することとする。

　　　 なお、点検・調査の結果、技術上の基準に適合しないと認められた場合は、基準に適合す

　　　るようにするための必要な措置、当該消費設備の所有者又は占有者に対し通知した書面をも

　　　って、委託者に連絡することとする。

　(3)　定期供給設備点検

　 点検の終了後20日以内に別表－２の第３号及び第３号の２の各事項について委託者に書面　　　をもって連絡することとする。

　　　　なお、点検の結果、技術上の基準に適合しないと認められた場合は、基準に適合するよう

　　　にするための必要な措置について、委託者に書面をもって連絡することとする。

(4)　定期消費設備調査

　　 調査の終了後20日以内に別表－２の第４号及び第４号の２の各事項について委託者に書面　　 をもって連絡することとする。

　　　 なお、調査の結果、技術上の基準に適合しないと認められた場合は、基準に適合するよう

　　 にするための必要な措置、当該消費設備の所有者又は占有者に対し通知した書面及び再調査

　　 実施予定時期について、委託者に書面をもって連絡することとする。

(5)　周　知

周知の終了後○日以内に別表－２の第５号の各事項について委託者に書面をもって連絡す　　 ることとする。

(6)　緊急時対応

①　液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、一般消費

　　　者等からその事実を通知されたときは、委託者に当該事実を電話等により速やかに連絡す

　　　ることとする。

②　一般消費者等の供給設備を点検し、又は消費設備を調査した結果、委託者又は消防機関

　　　等による措置が必要であると判断された場合には、当該委託者又は消防機関等に速やかに

　　　連絡することとする。

③　緊急時対応を行った場合は、別表－２の第６号の各事項について、速やかに委託者に書

　　　面をもって報告することとする。

(7) 緊急時連絡

①　液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、一般消費者等からその事実を通知されたときは、委託者に当該事実を電話等により速やかに連絡するとともに、必要に応じ消防機関等へも連絡することとする。

② 緊急時連絡を行った場合は、別表－２の第７号の各事項について、速やかに委託者に書面をもって報告することとする。

（保安業務資格者等の身分証明書）

第５条　保安業務資格者及び調査員は、保安業務に従事しているときは身分証明書を携帯し、関係　　　者からの求めに応じ、これを提示することとする。

（帳　簿）

第６条　保安業務の委託者ごとに、別表－２による帳簿を備えることとする。

２　前項の帳簿は、記載の日から２年間保存することとする。ただし、保安業務の点検又は調査

　の回数が４年に１回以上の項目にあっては、直前に実施した結果を保存することとする。

３　第１項の帳簿は、保安機関に委託を行った液化石油ガス販売事業者等の求めに応じ、閲覧に

　供することとする。

（報　告）

第７条　次の各号に掲げる事項を毎年度経過後３月以内に法第29条第１項の認定をした○○地域県政総合センター所長（又は神奈川県知事）に報告することとする。

　 (1) 当該年度における法第27条第１項各号に掲げる保安業務の実施状況

　 (2) 当該年度末における保安業務資格者の数

　 (3) 当該年度末における保安業務に係る一般消費者等の数

　 (4) 当該年度中の役員又は規則第33条各号に掲げる構成員の構成の変更

|  |
| --- |
| (注) 第４号は、保安機関が法人の場合に記載すること |

（保安教育）

第８条　保安業務に係る責任者は、事業所の保安業務の水準の維持、向上のため、次のとおり保安

　　　教育を行うものとする。

一　保安教育計画を立案し、全従事者に保安教育を行い、その実施結果を記録するものとする。

　二　保安業務に従事する者は、保安団体等が実施する講習会等に積極的に参加し、法令改正、事故情報を常に把握するように努めるものとする。

（労務規程）

第９条　職員の就業時間、休日等労働条件に関する事項は別に定める。

（実施細則）

第10条　この保安業務規程の実施に際し、次の要領を定めることとし、その他の要領については必　　　要に応じて別に定める。

(1)　保安業務の事務処理要領

(2)　保安業務区分ごとの実施要領

(3)　保安業務用機器の管理要領

　　附　則

（例１）

この保安業務規程は、平成○○年○○月○○日から実施する。

（例２）

この保安業務規程は、○○地域県政総合センター所長（又は神奈川県知事）の認可を受けた日から実施する。

別表－１

供給設備・消費設備の点検・調査の回数

１．供給設備の点検の回数

（規則第36条第１項第１号の表の供給設備の種類のイ～ニ及び点検を行う事項のイ～ニの(1)～ (4)に係る点検の回数による。なお、点検を行う事項の内容については、規則第36条第１項第

　　　１号の表を参照すること。）

イ．特定供給設備以外の供給設備（バルク供給に係るものを除く。）

(1) 供給開始時及び充てん容器等の交換時（充てん容器等の交換が毎月１回以上行われる場合に

　　　　あっては毎月１回以上）

(2) 供給開始時及び１年に１回以上（貯槽・埋設白管・地下室等(地下室、地下街など液化石油ガ

スが充満するおそれがある場所のうち供給・消費・特定供給設備告示第３条で定めるもの)関係）

(3) 供給開始時及び２年に１回以上（貯槽関係）

(4) 供給開始時及び４年に１回以上

ロ．特定供給設備以外の供給設備（バルク供給に係るものに限る。）

(1) 供給開始時及び６月に１回以上又は１年を超えない範囲で行う充てん作業時

(2) 供給開始時及び１年に１回以上（埋設白管・地下室関係）

(3) 供給開始時及び２年に１回以上（バルク容器・バルク貯槽関係）

(4) 供給開始時及び４年に１回以上

ハ．特定供給設備（バルク供給に係るものを除く。）

(1) 供給開始時及び充てん容器等の交換時（充てん容器等の交換が毎月１回以上行われる場合に

　　　　あっては毎月１回以上）

(2) 供給開始時及び１年に１回以上（貯槽・埋設白管・地下室関係）

(3) 供給開始時及び２年に１回以上（貯槽関係）

(4) 供給開始時及び４年に１回以上

ニ．特定供給設備（バルク供給に係るものに限る。）

(1) 供給開始時及び６月に１回以上又は１年を超えない範囲で行う充てん作業時

(2) 供給開始時及び１年に１回以上（埋設白管・地下室関係）

(3) 供給開始時及び２年に１回以上（バルク容器・バルク貯槽関係）

(4) 供給開始時及び４年に１回以上

２．消費設備の調査の回数

（規則第37条第１号の表の消費設備の種類のイ、ロ及び調査を行う事項のイ．(1)、(2)及びロ．

　　 (1)～(3)に係る調査の回数による。なお、調査を行う事項の内容については、規則第37条第１

　　　号の表を参照すること。）

イ．第44条第１号に掲げる消費設備（体積販売関係）

(1) 供給開始時及び１年に１回以上（埋設白管・地下室関係）

(2) 供給開始時及び４年に１回以上

ロ．第44条第２号に掲げる消費設備（質量販売関係）

(1) 液化石油ガスの最初の引渡し時及び毎月（容器に充てんされた液化石油ガスを一般消費者等

　　　　に引き渡さない月を除く。）１回以上

(2) 液化石油ガスの最初の引渡し時及び１年に１回以上（埋設白管・地下室関係）

(3) 液化石油ガスの最初の引渡し時及び４年に１回以上

別表－２

保安機関が帳簿に記載すべき事項

　○ 自ら行う販売事業に係る保安業務にあっては販売所ごとに記載

　○ 委託を受けた保安業務にあっては当該委託を受けた液化石油ガス販売事業者ごとに記載

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 記載すべき場合 | 記 載 す べ き 事 項 |  |
| 一　供給開始時点検・調査を行  　った場合 | 一　供給開始時点検・調査に係る一般消費者等の氏名又は名称  　及び住所  二　供給開始時点検・調査を行った者の氏名  三　供給開始時点検・調査の結果  四　供給開始時点検・調査の実施又は法第27条第１項第１号又  　は第２号の通知をした場合は、その内容  五　供給開始時点検・調査又は通知の年月日  六　供給開始時調査に係る燃焼器の製造者又は輸入者の名称  七　供給開始時調査に係る燃焼器の型式及び製造年月 |
| 二　容器交換時等供給設備点検  　を行った場合 | 一　容器交換時等供給設備点検に係る一般消費者等の氏名又は  　名称及び住所  二　容器交換時等供給設備点検を行った者の氏名  三　容器交換時等供給設備点検の結果  四　容器交換時等供給設備点検の実施又は法第27条第１項第１  　号の通知をした場合は、その内容  五　容器交換時等供給設備点検又は通知の年月日 |
| 三　定期供給設備点検を行った  　場合 | 一　定期供給設備点検に係る一般消費者等の氏名又は名称及び  　住所  二　定期供給設備点検を行った者の氏名  三　定期供給設備点検の結果  四　定期供給設備点検の実施又は法第27条第１項第１号の通知  　をした場合は、その内容  五　定期供給設備点検又は通知の年月日 |
| 三の二　法第34条ただし書の規  　定により定期供給設備点検を  　行わなかった場合 | 一　法第34条ただし書中の承諾を得ることができなかった一般  　消費者等の氏名又は名称及び住所  二　法第34条ただし書中の承諾を求めた者の氏名  三　法第34条ただし書中の承諾を求めた年月日 |
| 四　定期消費設備調査を行った  　場合 | 一　定期消費設備調査に係る一般消費者等の氏名又は名称及び  　住所  二　定期消費設備調査を行った者の氏名  三　定期消費設備調査の結果  四　定期消費設備調査の実施又は法第27条第１項第２号の通知  　をした場合は、その内容  五　定期消費設備調査又は通知の年月日  六　定期消費設備調査に係る燃焼器の製造者又は輸入者の名称  七　定期消費設備調査に係る燃焼器の型式及び製造年月 |
| 四の二　法第34条ただし書の規  　定により定期消費設備調査を  　行わなかった場合 | 一　法第34条ただし書中の承諾を得ることができなかった一般  　消費者等の氏名又は名称及び住所  二　法第34条ただし書中の承諾を求めた者の氏名  三　法第34条ただし書中の承諾を求めた年月日 |
| 五　周知を行った場合 | 一　周知に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所  二　周知を行った者の氏名  三　周知の内容  四　周知の年月日 |
| 六　緊急時対応を行った場合 | 一　緊急時対応に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所  二　緊急時対応を行った者の氏名  三　緊急時対応の内容及び結果  四　緊急時対応を行った年月日 |
| 七　緊急時連絡を行った場合 | 一　緊急時連絡に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所  二　緊急時連絡を行った者の氏名 |
|
|  |  | 三　緊急時連絡の内容及び結果  四　緊急時連絡を行った年月日 |  |

別　表

様式第１３（規則第３０条関係）

保　安　業　務　計　画　書

　　 ：

事業所の所在地 ：

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 保安業務区分 | | 供給開  始時点  検・調  査 | 容器交  換時等  供給設  備点検 | 定期供  給設備  点検 | 定期消  費設備  調査 | 周知 | 緊急時  対応 | 緊急時  連絡 |
| 一般消費者等の数 | |  |  |  |  |  |  |  |
| 保安業務資格者の数 | | 液化石油ガス設備士又は第二種販売主任者　　　　　人  製造保安責任者　　　　　人　　　その他　　　　　人 | | | | | | |
| 調査員の数 | |  |  |  |  |  |  |  |
| 保安業務資格者及び調査員以  　外の者であって保安業務に従事  　する者 | |  |  |  | |  |  |  |
| 年間実働日数又は  平均月間実働日数 | |  | 日／月 | 日／年 | 日／年 |  |  |  |
| 保  安  業  務  用  機  器 | 自記圧力計 | メーカー名 　型式　　 台 | | | | | | |
| マノメータ | メーカー名 型式 台 | | | | | | |
| ガス検知器 | メーカー名 型式 台 | | | | | | |
| 漏えい検知液 | （メーカー名） ケ | | | | | | |
| 緊急工具類 | （メーカー名） 式 | | | | | | |
| ＣＯ測定器 | メーカー名 型式 台 | | | | | | |
| ボーリングバー | メーカー名 長さ ｍ 　 　本 | | | | | | |
|  |  | | | | | | |
|  |  | | | | | | |
| 緊急時対応を行う場  合にあってはその方  法 | | 出動の方法 | | | 自動車　　　　　　　　　　　 台 | | | |
| 車両の常置場所及び  事業所からの距離等  (車両の常置場所が事業所外の場合のみ記入) | | | 事業所から約　　　　ｍ　徒歩約　 　分 | | | |
| 緊急時連絡の受信方法 | | | 電話　　　　　戸 集中監視　　　　　戸 | | | |
| 緊急時連絡先の電話番号 | | | （　　　　　）　　　　－ | | | |
| 常時配置される人数 | | | 人 | | | |

（備考）１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　事業所ごとに記載すること。